

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様
代理人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 25 年 6 月 20 日付けで提起のあった、名古屋市中村区社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成 25 年 6 月 12 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分（以下「原処分 1」という。）及び平成 25 年 6 月 13 日付けで行った法に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分 2」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

- 1 原処分 1 につき、本件審査請求を棄却します。
- 2 原処分 2 を取り消します。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

原処分 1 及び原処分 2 につきその取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由について、次のとおり主張している。

本件では、請求人が直ちに居宅生活を送ることが困難と認められるとして保護変更申請（アパート入居のための敷金等の支給）を却下され、又生活指導の必要があるとして更生施設への入所を指示され、かかる指示に違反したとして廃止決定処分を受けた。いずれも居宅生活を送ることが困難か否かが問題となるため、かかる点について詳述する。

- (1) 直ちに居宅生活を送ることが困難とは認められないこと（第 1 の 1 及び 2 について）

ア 生活保護申請に至った経緯

- ① 請求人は、高校卒業後、[REDACTED] 歳ころから親の知人の建築会社で働き始め、

荷物も処分されて寝るところもない状態だったため、緊急的に中村区役所で自ら生活保護を申請し、居宅保護によることを希望した。

以上が、生活保護申請に至る経緯である。

イ 生活困窮者であり、受給要件を満たすこと。

請求人は、現在■歳で健康で稼働能力があり、働く意思もある。しかしながら、上記の経緯で家も荷物もなくなっていたことから、現在、住居がなく、職もない状態である。現金は■円程度しか持っておらず、その他資産は何もない。住居がない状況では、具体的に面接に行くことは現実的には困難であるが、ハローワークに複数回赴き、求人情報を集め、現在できる限りのことをしており、稼働能力を活用しているといえる。

以上からすれば、審査請求人は現在困窮状態にあるといえ、稼働能力も出来る限りで活用しているから生活保護の受給要件を満たす者である。

ウ 居宅保護の原則

法 30 条 1 項本文は、「居宅保護」が原則であることを明らかにし、同項但書で、居宅保護によることができないとき、居宅保護によっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときに、例外として収容保護を行うことができることを定めている。(法 30 条 1 項)。これは、生活に困窮するすべての国民に対して必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するという生活保護法の目的(法 1 条)に鑑み、被保護者の生活の本拠である居宅において保護を行うという居宅保護が法の目的により適うものであるとの考慮からである(大阪地裁平成 14 年 3 月 22 日判決参照)。

そうであるから、住所がない者であっても、被保護者が収容保護を希望していないときは、居宅保護によることができないとき、又は居宅保護によっては保護の目的を達しがたい場合以外に、収容保護を指示し、それに従わないとして保護を廃止することは許されない。

エ 居宅生活を送ることが十分に可能であること

局第 7 の 4 の (1) のキ「居宅保護ができると認められる者」の判断の視点とされているのは、①要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の状況、及び②基本的項目として金銭管理、健康管理、家事、家庭管理、安全管理、身だしなみ、対人関係などである(なお、かかるすべての点を満たすことを要件に居宅生活ができると判断すべきではないので留意することとされている。)

以下は、中村区役所における弁明の機会の際に、担当者から聞いた居宅生活が困難であると判断したという理由を中心に述べる。

(ア) 過去の生活歴、職歴等

① 上記 2 (1) アで記載したとおり、請求人は以前も生活保護を受給していたが、その際、家賃滞納をしたことは 1 度もない。また、ギャンブルやたばこ、

飲酒等もしないので浪費して生活扶助金をすぐに使い切ってしまうということもなく、金銭管理には特段問題はない。身体面でも精神面でも問題はなく、健康である。掃除洗濯、安全管理、身だしなみ等は何ら問題はなく、居宅生活を十分に送っていた。

- ② 初めて生活保護を受給するまでは、自ら資格を取得するなどして、懸命に働いていた。しかしながら、正社員として安定した職が見つからず、人材派遣で3か月ごとに仕事を失うということが繰り返された。

生活保護を初めて受給した際は、実家の倒産、競売により住居がなくなったことでやむなく申請したのであり、稼働能力を活用しようとせずに漫然と生活保護を申請したわけではないし、その後も就職活動は行っていた。面接で10回以上落とされ、コンビニのバイトですら採用されないことがあり、後半はやや心が折れ、どうせ受からない、というように思うこともあったが、現在の不況により若者でも簡単には仕事が見つからない状況に鑑みれば、かかる請求人の状況が求職活動が不熱心だとして居宅生活が困難と判断されるようなことではない。

- ③ 生活保護受給中に、過去に1度転居したが、転居をした理由は上記2(1)ア④のとおりであり、転居したのには理由があり、不必要に転居をしたわけではない。また、転居を繰り返したわけでもない。

(イ) 不正受給について

この点は、悪質なものであることは否定しようがない。代理人としても、請求人と面接する際、その悪質さについて何度も話し合ったし、請求人自身、長らくの勾留期間を経たこともあり(拘置所での生活は非常に苦しいものであった)、その悪質さを自覚するに至り、もう二度とこのようなことはしないと誓っている。

悪質なことは確かであるが、約4か月間もの身体拘束を受け、執行猶予判決ではあるものの実質は短期の懲役刑を受けているにも等しいこと等に鑑みれば、この点をことさら強調して判断すべきではない。

(ウ) での生活状況、求職状況

請求人は、平成25年5月17日から、宿所提供施設()にて約1か月間生活をしてきた。その間、風呂、洗濯、食事等通常の生活を行っており、特に問題はなかった。上記(ア)で述べたとおり、請求人に健康上の問題はなく、身体面でも精神面でも更生施設における養護、補導、指導等を必要とするような状態ではない。

また、この間ハローワークには4回程度赴き、求人情報を収集し、安定した居宅生活を始めればまもなく具体的に就職活動ができるように下準備をしていた。住所がない状態では、具体的に面接をうけに行くことは現実的に

は困難であるため行っていないが、現段階で出来る限りのことは行ってきた。

■における生活は、居宅における自立した生活を送ることが十分に期待できる状態であった。

オ 小括

以上からすれば、請求人は直ちに居宅生活が困難であるとは到底認められず、十分に居宅生活ができる状態である。居宅保護においても、定期的にケースワーカーの指導等を受けるのであって、それ以上に更生施設における養護、補導などを必要とする状況ではない。

にもかかわらず、処分庁は、直ちに居宅生活を送ることが困難と認められるとして、生活保護変更申請を却下しており、違法、不当である。

また、居宅生活において自立へ向けて努力することが期待できる請求人に対して、更生施設への入居指示は不必要なものであり、かかる不必要な指示に反したからと言って廃止決定処分を行ったのも、同じく違法、不当な処分である。

(2) 弁明の機会の後直ちに廃止したことの不当性（第1の2について）

ア 平成25年6月12日付けで、処分庁は、請求人に対し、生活指導の必要があるためとの理由で、「更生施設■に入所すること、施設の管理規程を順守し、施設職員の指示に従うこと」という指示を出し、同日付けで、弁明の機会の日程を通知された。

そして、翌13日、代理人同席のもと、弁明の機会が与えられた。

イ 保護の実施機関は、被保護者が収容保護をする旨の決定に従う義務に違反した場合には、保護の変更、停止又は廃止することができるが（法62条1項、3項）、そのためには被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない（同条4項）。かかる弁明の機会の付与の趣旨は、法30条2項が被保護者の意に反して入所を強制することを禁止していることを受けて、収容保護を拒否する被保護者が、意に反する収容保護を受け入れるか、さもなければ保護を受けることを断念するかという選択を強いられる事態を可能な限り避けるためであって、保護の実施機関としては、被保護者に弁明の機会を与え、かかる弁明の結果に基づいて被保護者の実情を再度調査した上で、保護廃止が真にやむを得ないか、被保護者の実情により適合した内容の保護に変更すべきであるか否かを検討すべきである（大阪地裁平成14年3月22日判決参照）。

単に被保護者に拒否する理由を述べさせるだけで、保護の実施機関が再度の調査や他の選択肢の方法を熟考することなく、拒否すれば即廃止とするのであれば、弁明の機会というのは全くの形骸化した無意味なものになってしまう。

ウ しかしながら、本件においては弁明の機会を与えられたものの、請求人が更生施設を拒否する理由を述べ、弁護士からも居宅生活が困難ではないので指示の撤回を求めたものの、その場で、指示は撤回しないと即答され、仮に従わな

い場合にはすぐに廃止すると言われ、終了した。

そして、直ちに同日付で翌 14 日に保護が廃止されるとの決定がなされた(翌日、 からも退所となった。)

以上の経過を見れば、本件における弁明の機会の付与は形骸化したものであり、弁明の結果をうけて実施機関が再調査や他により適合した内容の保護に変更すべきであるか検討した形跡は一切なく、(特に本件は、保護が廃止されれば野宿生活となることが分かっており、より慎重に判断すべき場合であったのにもかかわらず)真に廃止がやむを得ないか検討せぬまま即廃止決定を行っており、明らかに不当である。

エ また、拒否をすれば即廃止されるという状況は、野宿生活をするか更生施設に入るかの二択を迫られ、事実上被保護者に対し更生施設への入所を強制するものである。今回は、処分庁により保護が廃止された日に において現在の居所を提供してもらったため野宿生活は免れたものの、拒否をすれば指示違反として即廃止すると言いながら更生施設への入所を指示することは、事実上更生施設への入所の強制に等しい運用であって、その点からも違法であり、不当である。

(3) 以上のとおり、本件の第 1 の 1 及び 2 の処分はいずれも違法、不当な処分であり、速やかに取り消されるべきである。

第 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明は次のとおりであり、この点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

1 原処分に至った理由

(1) 平成 24 年 9 月 14 日、請求人が、処分庁を訪れ、処分庁での生活保護の受給を希望した。請求人からの申し立てはなかったが、 福祉事務所において、居宅による生活保護受給中であることを処分庁が確認したため、 へ帰るよう説明した。

(2) 平成 25 年 5 月 17 日、請求人が、処分庁を訪れ、同月 10 日に 拘置所を出所するも、住居及び手持ち金がなく生活に困窮するとして、生活保護の申請書の提出があった。処分庁は同日受理した。

なお、処分庁職員が請求人の生活歴等を聴取しようとするも、「答える必要がない。」と調査を拒否し、「敷金の支給を求める。」の一点張りで、調査に協力する意思が全く見られず、聴取不可能であった。処分庁として敷金等の支給基準を示した上で、請求人の生活状況から更生施設への入所を勧めるも断固拒否したため、面接終了となった。

(3) 同月 20 日、請求人が処分庁を訪れ、「申請が受理されているか確認に来た。」

と申し立てたため、「申請受理している。」と回答した。再び生活歴等を聴取しようとするも、「言いたくない、そんなことを聞く権限があるのか。」と前回同様に調査を拒否した。

- (4) 同日、請求人が再び処分庁を訪れ、「更生施設に入所したい。」と申し立てたため、翌日生活歴等の聴取に応じるよう約束させ、施設入所の手続きを進める旨説明した。その際、施設入所に伴う検診が必要なため、翌日午前中の早い時間帯に来所するよう指示をし、施設入所までの待機場所として名古屋市ホームレス緊急一時宿泊施設運営要綱に基づく緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の利用を手配する旨説明した。
- (5) 同月 21 日、15 時 10 分頃請求人が処分庁を訪れるも、指定した時間を守らなかったため、検診が不能となった。その経緯について理由を問うも、「昨日は寝床を確保するため嘘をついた。更生施設に入るつもりは元々ない。」と申し立て、敷金の支給を求める保護変更申請書の提出があったため、処分庁は同日受理した。その際、生活保護の権利と義務を説明した。施設入所を拒否するのであればシェルター入所の理由がなく、即日退所となる旨説明した。請求人は、「わかりました、退所します。」との発言があったが、宿泊場所に困ることが想定されたため、同日 1 泊のみシェルターに宿泊できるよう手配し、翌日以降については、翌日来庁した際に相談に乗る旨説明した。請求人に対し、処分庁の指示に従う必要がある旨を再度説明し、請求人も了承した。

また、請求人は簡単な生活歴については聴取に応じるものの、■■■■の転宅経緯や住居を失った具体的な理由などは話さず、■■■■福祉事務所での生活保護受給歴があること、その際には求職活動をしていなかったこと、■の住民票を勝手に異動し■■■■■■■■■■で逮捕されたことが判明した。

- (6) 同月 22 日、請求人が処分庁を訪れたため、再度処分庁の方針について説明するも、請求人は「更生施設には入るつもりはない。」と話が平行線となった。処分庁は、■■■■福祉事務所のケース記録の交付を依頼するため、名古屋市一時保護事業実施要綱に基づく一時保護を適用し、併せて検診を受けるよう指示した。この検診の結果については、「普通就労可」とのことであったため、求職活動を行うよう指導した。

請求人より申し立てのあった■■■■福祉事務所での生活保護受給状況について、ケース記録の写しを交付されるよう同福祉事務所宛て文書で依頼した。

- (7) 同年 6 月 3 日、請求人が処分庁を訪れたため、処分庁は平成 25 年 5 月 17 日付け請求人に対する生活保護開始の、『保護開始決定通知書』を手交した。また、「保護変更申請書についてはどうなったか。」との申し立てがあったため、■■■■福祉事務所よりケース記録を取り寄せ、過去の生活歴及び一時保護施設での生活状況を総合的に判断した上での決定となる旨説明した。請求人からは、「■

■■■■で保護受給中は求職活動をせず、独学で法律の勉強をしていた」との申し立てがあった。

(8) 同月 4 日、■■■■福祉事務所よりケース記録が交付された。内容について下記の事項を確認した。

- ・平成 21 年 6 月 1 日から平成 25 年 1 月 4 日まで生活保護を受給し、平成 25 年 1 月 5 日付保護停止、同年 5 月 15 日付保護廃止処分となっていること

- ・二度にわたり敷金の支給を受けており、一度目は保護申請後直ちに敷金の支給を受けていたが、家主に対する態度が悪く信頼関係の崩壊により契約解除されていること、二度目は契約解除と同時に再度敷金の支給を受けているが、その後水道代の滞納も認められ、平成 25 年 1 月 4 日に有印私文書偽造・同行使、詐欺の疑いで逮捕され、住居を失っていること

- ・再三再四にわたる求職指導にも関わらず、求職活動申告書の提出がないなど、求職活動に対して真摯な態度が見受けられないこと。

- ・平成 24 年 10 月に■■■■福祉事務所において■■■■の名前を騙り生活保護を申請したが、偽名が判明し申請却下となったこと

なお、後日処分庁が■■■■福祉事務所へ確認したところ、平成 24 年 10 月 9 日に■■■■で保護申請していること及び偽名が判明し実態不明として同年 11 月 8 日に却下処分していることを確認した。

- ・平成 24 年 11 月、■■■■福祉事務所において■■■■の名前を騙り、勝手に異動させた住民票を基に住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を作成し、生活保護を不正受給していたこと

- ・平成 25 年 1 月 4 日、■■■■により■■■■署に逮捕されたこと

- ・■■■■福祉事務所に対する法第 78 条に基づく徴収金が■■■■円であること

(9) 同月 4 日、処分庁はケース検討会議を開催し、■■■■福祉事務所不正受給を受け、同福祉事務所のケース記録も取り寄せ、判断材料とする旨確認した。ケース記録の写しを交付されるよう同福祉事務所宛て文書で依頼した。

(10) 同月 5 日、請求人が処分庁を訪れ、「いつアパート探しの許可が出るのか。」と再度主張した。処分庁は「現在検討中であり、結論が出たら文書で通知する。」と答えた。

同日、■■■■福祉事務所よりケース記録が交付された。

内容について下記の事項を確認した。

- ・請求人が■■■■の住民票を使って偽造した住基カードを基に、平成 24 年 11 月 1 日に■■■■福祉事務所へ保護申請を行い、敷金及び 2 か月分の生活扶助費を不正に受給していたこと。

- ・平成 24 年 10 月頃、■■■■福祉事務所においても、弟の名前を騙り生活保護を

受給しようとしたことがあったこと

・ 福祉事務所から 警察署へ の被害届が提出され、平成 25 年 1 月 4 日に同警察署に逮捕されたこと

(11) 同月 7 日、請求人が処分庁を訪れ、一昨日と同様の訴えがあった。決定については、後日文書にて伝える旨説明した。

また、福祉事務所の職員から法第 78 条の徴収金について請求人と話したいとのことであったため、電話をさせたが請求人の発言は「逮捕後に 130 日間も勾留され被害を受けた」との発言があった。

(12) 同月 11 日、処分庁はケース検討会議を開催し、請求人の居宅生活の可否について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 の 4 の (1) のキ「居宅生活ができると認められる者」の判断方法に照らし総合的に判断した結果、請求人の保護変更申請を却下とし、更生施設への入所を文書による指示を行うことを決定した。

(13) 同月 12 日、請求人が処分庁を訪れたため、『保護変更申請却下通知書』を手交し、その後『指示書』を手交した。請求人は、「指示について保留する。」と答えたため、法第 62 条第 4 項により『弁明の機会の付与について（通知）』を請求人に手交した。

(14) 同月 13 日、請求人が弁護士を伴い弁明のため処分庁を訪れた。請求人は、「居宅での生活保護を認めず、更生施設入所を強制することは不当である。」「更生施設へは行かない、審査請求する。」との弁明であった。

(15) 同日、処分庁は、弁明に基づくケース検討会議を開催し、更生施設への入所を拒否する正当な理由は認められないとして、法第 27 条に基づく指示義務違反として法第 62 条第 3 項の規定により保護廃止処分を決定した。

(16) 同日、処分庁は平成 25 年 6 月 14 日付け『保護廃止決定通知書』を請求人に手交するため一時保護所を訪ねるも、請求人不在のため一時保護所長に手交を依頼するとともに、一時保護所からの退所を依頼した。

(17) 同月 14 日、一時保護所長より請求人に『保護廃止決定通知書』を手交したことを確認した。

(18) 同月 20 日、請求人は審査庁宛て原処分 1 及び 2 にかかる審査請求を行った。

2 処分庁の意見

(1) 事実関係について

ア 敷金の支給を直ちに認めないことについて

(7) 請求人は、審査請求書第 3 の 2 (i) ア③において、「交通の便が悪かったため限られた範囲ではあったが求職活動を続けた」と述べているが、生活歴の聴取の中で、「税務署を目の敵にして法律の勉強をしてきた、福祉事

務所で生活保護受給中も求職活動はせず独学で勉強していた。」と発言するなど、積極的な求職活動を行っていたとは認め難い。

さらに、[]福祉事務所のケース記録によれば、毎月の就労指導にも関わらず、保護受給中の3年6月の間就労実績も全くなく、かつ求職活動申告書の提出もしていない記述があることを申し添える。

加えて、審査請求書第3の2(1)エ(ウ)において、「ハローワークには週4回程度赴き、求人情報を収集し、安定した居宅生活を始めればまもなく具体的に就職活動ができるように下準備していた。(中略)現段階で出来る限りのことは行ってきた。」、一時保護施設(請求人のいうところの「[]」をいう。)の入所期間において、入所当初こそ求職活動を行っていたものの、採用面接に至るなどの成果もなく、入所期間延長後は求職活動自体の確認ができず、自己の就労により自立するという意欲に乏しいことが容易に思料される。

(イ) 審査請求書第3の2(1)エ(ア)①において、請求人は、「家賃滞納などをしたことは1度もない」、同③では「転居したのには理由があり、不必要に転居をしたわけではない」と述べているが、[]福祉事務所のケース記録によれば、水道代等の滞納があった事実の記述があり、転居理由も[]福祉事務所の指導によるものではなく、請求人の生活態度から家主との信頼関係が崩壊したことから、家主から「追い出すつもりであった」旨の記述があるため、この点については事実誤認として争う。

(ロ) また、審査請求書第3の2(1)エ(イ)においては、請求人は「その悪質さを自覚するに至り、もう二度とこのようなことはないと誓っている。」と述べているが、処分庁の聴取において、「大したことはしていない、あんな事で警察に捕まるのかと思った。罪名はあんたらに言うことではない。」と発言したり、[]福祉事務所との電話のやりとりで、「130日間も勾留され被害を受けた」などと、罪の悪質さを自覚し再犯を犯さないと誓っているとは到底思えない発言を繰り返し、後悔・反省の態度は全くみられない。

また、[]福祉事務所で居宅保護を受給中の平成24年9月14日に処分庁に生活保護の相談に訪れ、同年10月9日には[]福祉事務所へ[]の偽名で生活保護申請を行い、偽名が判明し申請却下となるや、同年11月1日には[]福祉事務所へ[]の偽造住基カードを使って不正に敷金及び生活扶助費を意図的に受給したことは悪質極まりない行為である。

これら請求人が生活保護受給中に犯した罪の後悔・反省の程度や、犯罪に至らずともこの1年以内に意図的に不正受給を企てた意図は明らかであり、こうした点からも生活指導の対象となる要素は十分である。

イ 生活保護廃止決定について

審査請求書第3の2(2)ウにおいて、「弁明の機会の付与は形骸化したもの」と述べているが、処分庁は請求人が法第27条の指示に従わなかったとして、法第62条第4項にもとづく弁明の機会を設け、請求人からは更生施設への入所指示を拒否する正当な理由を述べることなく、ことさら「居宅生活を認めず更生施設入所を強制することは不当である」との弁明に終始した。請求人の弁明内容には、保護の変更を要する新たな事実もなく、処分について再度点検を行った結果、保護廃止処分としたもので違法、不当な点はない。なお、処分庁が「仮に従わない場合にはすぐに廃止すると言われ」と述べているが事実誤認であるので申し添える。

(2) 原処分の適法性

ア 原処分1について

(7) 敷金等の支給の判断については局長通知第7の4の(1)のキ「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法として示されている、法の解釈基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の78答「なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること」及び『生活保護手帳(別冊問答集)2012』(平成24年8月20日発行)(以下『別冊問答集』という。)問7の107答「以下のような点について判断することとなると考えるが、これは判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生活ができる」と判断すべきものではないので留意すること。(中略)1面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況(以下略)」から、現時点での敷金の支給の保護変更申請については却下し、生活指導が必要と判断し、更生施設への入所を文書にて指示することを決定した。

(4) 原処分1に当てはめると、 福祉事務所において2度、 福祉事務所において1度の敷金の支給を受けていること、 福祉事務所で生活保護を受給中に水道料金の滞納で家主とトラブルになっており生活費の金銭管理に問題を有するとみとめられること、 福祉事務所と 福祉事務所との不正受給について反省しているとは認めがたい発言があるため他人に迷惑をかける行為をする可能性を否定できないことをもって居宅生活ができるか否かの総合的判断材料とするには何ら違法、不当な点はなく、今後更生施設への入所により養護及び生活指導を要すると判断した点についても、今まで述べたとおりであり違法、不当な点はない。

イ 原処分2について

(7) 審査請求書第3の2(1)ウにおいて、「生活保護法第30条1項本文は、(中略)住所がない者であっても、被保護者が収容保護を希望していないときは、居宅保護によることができないとき、又は居宅保護によつては保護の目的を達しがたい場合以外に、収容保護を指示し、それに従わないとして保護を廃止することは許されない。」としているが、小山進次郎著『改訂増補 生活保護の解釈と運用(復刻版)』(平成3年7月1日発行)(P433~437)によれば、法第30条第1項「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき(中略)委託して行うことができる。」の「これによることができないとき」の解釈として、「居宅を有していない被保護者を保護する場合の如きである。」とされており、「行うことができる。」の解釈として、但書の規定により収容保護を決定することは保護の実施機関の単独行為であり被保護者の同意を要しない。且つ、その決定に対し被保護者は服従の義務を負う(法第62条第1項)としている。また、法第30条第2項「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制できるものと解釈してはならない。」の解釈として、「行政上の強制執行特に直接強制をなし得ない義である。直接強制とは義務者の身体または物に実力を加えることによって直接にその命じたる状態を実現することを言うもので、例えば実力により被保護者を養老施設に収容するがごとき行為である。行政執行法が行政代執行法の制定により廃止されたことによつて、直接強制なる行政上の強制執行行為は現在では一般的な手段としては存在しなくなったのであるから、本項は当然であるが、実施上過誤なきを期するため念のためにもうけられたものである。なお、行政上の強制執行は、不可能だが、前項但書の規定による決定処分に従わぬときは、法第62条第3項の規定により保護の変更、停廃止をなし得ることに注意するべきである。」としている。

(4) 原処分2に当てはめると、原処分1の決定からもわかるように、請求人には更生施設への入所による養護及び生活指導の必要があることから、局長通知第11の2の(1)のロに基づき居宅のない請求人を更生施設へ入所するように指示書を交付したことについて違法、不当な点はない。

また、処分庁が行った法第30条第1項ただし書きの規定に基づき更生施設への入所を決定したことについては、法第62条第1項により従わなければならない、従わないために処分庁が行った法第62条第4項にもとづく弁明の機会の付与を行い、弁明を行わせたが、その内容について、ケース診断会議を開催し組織的に検討した結果、処分庁が行った指示を拒否する正当な弁明ではないと判断し、法第62条第3項に基づき保護廃止決定を行ったことについて違法、不当な点はないものである。

(3) 結論

以上のとおりであるから、原処分1及び2に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第3. 請求人の反論について

処分庁の弁明書に対して請求人は反論書の中で次のような主張をしている。

「第3 弁明の理由」について

1 「1 本件処分に至った経過」について

- (1) 平成25年5月17日、請求人は処分庁へ生活保護の申請をし、同日受理された。その際、生活歴の聴取等の調査を拒否し、調査に協力する意思が全く見受けられなかったという事実はなく、誤りである。

以前生活保護を受給していた請求人は、処分庁から生活歴等の調査を受けることは分かっているし、申請をしておきながら、いきなり「答える必要がない。」などと拒否する理由は全くなく、不自然である。

後述するように、請求人は、処分庁に対し「答える必要がない」と言ったことはあるが、それは別の場面のことである。かかる発言をしたのには理由があるのであって、処分庁が弁明書で述べるような経緯でこのような発言をしたのではない。申請当日に、生活歴等の聴取をしようとするも調査に協力する意思が全くみられないなどということとはなかった。

請求人は、申請当初、長期間逮捕勾留されたということは申告していたが、その理由が不正受給に関するものだったため、あまり話すと生活保護を支給してもらえないのではないかと不安になり、詳細に話をしなかった。何度か質問をされた中で、「そこまで答える必要はない」と発言したことはあった。かかる姿勢自体はほめられたものではないが、住居もなく手持現金もほとんどない困窮状態の中、ここで万一生活保護を支給してもらえなかったら野宿になってしまうという追い詰められた状況下での話であり、かつ、結局その後罪名等は答えている。

以上のとおり、請求人が詳細に話をしなかったのは、不正受給に関するものだけであって、申請当初から調査に非協力だったなどということはない。保護台帳によると、その後、 において生活保護申請に至るまでの経緯等が記載されており、請求人が生活歴の聴取に応じていたことが分かる。

- (2) 5月17日、請求人が生活保護を申請したところ、処分庁は申請当初から更生施設（ ）へ行くことを勧めた。

更生施設を進める行為それ自体問題はないだろうが、請求人はそれでもなお居宅保護を希望していたから、処分庁としては請求人が居宅生活ができるか否かを検討するために、現在の生活状況の観察と共に過去の生活歴等の調査をす

るべく一時保護施設へ入所させるなどすべきところ、「請求人の生活状況から」（申請当日の段階で、かつ処分庁によれば請求人は生活歴の聴取を拒否していたというのにどのような生活状況を考慮したのか不明であるが）更生施設への入所を勧め、それを拒否する請求人の一時保護施設への入所手続きをしなかった（請求人は20日までインターネットカフェ等で寝泊まりした。）。

請求人としては、居宅生活を希望しているのに、又、居宅生活ができないか否か調査もしていないのに、なぜ申請当日から更生施設を勧められるのか理解ができず、従来どおり居宅生活を希望したが、申請当初から一貫してかかる提案をされれば、処分庁ははなから更生施設へ入れようとしているように感じて、もやむなく、請求人としては敷金の支給を求めることを強く主張しなければ話を聞いてくれないと思うようになった。仮に、「『敷金の支給を求める。』の一点張り」に感じたのであれば、かかる点が原因だと思われる。

- (3) ■■■■■の記録にいかなる記載があったのか、■■■■■のケース記録の写しが証拠として提出されていないため請求人は不知であるが、転居経緯は審査請求書記載のとおりで、家主と関係が悪化し、転居をしたことはやむを得なかった。

すなわち、請求人の家主に対する態度が悪かったということではなく、家主ともめた理由は賃貸借契約更新の際の契約書の条項が借家人にとって不利であるように感じ、かかる条項について交渉をしたが断られ、更新はしないと言われたという経緯である（10日間以上留守にした場合には室内に入ってもよいという条項だった記憶である。）。

この点について、請求人は、処分庁から生活歴等の聴取において尋ねられていない（尋ねられていないということは弁明の機会の際に述べた。）。

仮に転居理由を尋ねられれば、隠す理由も必要もなく当然答えたが、■■■■■の記録に家主主張の理由が記載されていたためか、請求人には尋ねられなかったから、話をしていないだけに過ぎない。

なお、処分庁は請求人が「住居を失った具体的な理由」の聴取にも応じなかったと主張するが、かかる理由は長期間の勾留が続いたからであって、それ以上に理由はなく、その点は処分庁に話をしてあった。

- (4) 請求人は、両親が経営していた会社が不況により経営が悪化し、消費税の滞納等で倒産に追い込まれたという経験から、ある程度法律の知識を持っていることが必要だと考え、法律の勉強をしていたことはあったが、■■■■■での生活保護受給期間中求職活動を全くしなかったなどということはない。確かに採用にはつながらなかったが、求職活動はしていた。

審査請求書に記載したとおり、資格を活かして就労したいと考えたがなかなか職は見つからず、不採用となることが続き、若年であるにも関わらずコンビニのバイトすら受からない状態となったこと、又、田舎であり移動手段がなく

不便だったことも相まって、後半はどうせ受からないと思ってしまい、求職活動への意欲が削がれていたことはあったが、きちんと求職活動を行っていた時期も当然あった。そして、逮捕勾留後、生活保護申請を行い、[]で保護されていた間は、ハローワークに通い、就労意欲をもって求職活動を行った（なお、請求人は面接時において、求職活動をしていなかったとは言っていない。）。

2 「2 本件審査請求の争点及び処分庁の意見」について

(1) 求職状況について

求職状況については、1 (4) 記載のとおりであり、[]で生活保護受給中に求職活動をしていなかったと言うことはない。

また、[]における求職状況について、採用面接に至るなどの成果もない旨主張するが、住所もない状況下で履歴書を提出し採用面接に至るということは現実的に考えて困難であることは明らかである。[]での生活においては、請求人として出来る限りのことはしていた。

(2) 転居の経緯及び金銭管理について

転居をした経緯は、1 (3) 記載のとおりであり、この点は責められるべき点ではない。

水道代は、家賃とともに定額を徴収するシステムや、家賃とは別途徴収されるシステムなど物件や地域によってまちまちであるが、[]で転居した先の物件は、以前の物件と異なり、別途徴収され、かつ、以前より大幅に高額になったため（一人暮らしで2か月[]円程度）、それまでと同じように生活していた請求人にとって予想外の事態であり支払えなかったことがあるが、工面をして支払うつもりであった。また、その件で家主ともめたということはない。

[]で転居するまでの生活では滞納等はなく、金銭管理が問題なくできていたし、誰かに借金することもなかったこともあわせ考えれば、転居先における数回の水道代滞納について、更生施設における生活指導が必要なほど金銭管理ができていないというようなものではない。

(3) 不正受給について

生活保護の不正受給が悪質な行為であることは、審査請求書でも記載したとおりであるし、処分庁の指摘のとおりである。身体拘束を受けたことも請求人自身の行った行為のせいであって、それ以外の何ものでもない。ただし、処分庁は、現在に至っても、請求人には反省している態度が見られないと主張するが、そのようなことはない。

(4) 請求人が処分庁に対し、「大したことはしていない、あんな事で警察に捕まるのかと思った・・・」などと述べ、後悔・反省の態度は全くみられないと述べるが、全くの誤解である。請求人は、犯行当時は警察に逮捕されるまでの大事になるとは思っていなかったという主旨のことを述べたことはあるが（かかる

発言は、犯行当時その悪質さを自覚できていなかったということであるが)、処分庁が述べるような趣旨の発言はしていない。約 130 日間に及ぶ身体拘束を受け、また、請求人代理人との話し合いの中でかかる罪の悪質さは自覚するに至っている。

福祉事務所とのやり取りは、現在資力は一切ないため請求されても支払うことができないという思いから、罰はうけたという主旨で長期間勾留されていたなどと述べたことはあるが、被害を受けたとは発言していない。

以上のとおり、不正受給が悪質であると責められるべき点であることは重々承知しているが、長期間の身体拘束を受け、有罪判決を受けて、現在は真摯に反省していることからすれば、不正受給をしたことをことさらに強調すべきではない。また、執行猶予判決を受け、何らかの犯罪を犯せば刑の執行の猶予が取り消されるという抑止力もあることも鑑みれば、なおさらである。

また、そもそも「他人に迷惑をかける行為をする可能性を否定できない」という抽象的な事由で生活保護法の原則である居宅保護の原則を適用せず、簡単に收容保護を選択してよいものが甚だ疑問である。請求人のにおける生活状況は、保護台帳にも記載があったとおり、特段問題はなく、他の居住者とトラブルになったりすることもなく、問題行動もなかった。

(4) 弁明の機会について

弁明の機会に代理人が同席した理由は、法律相談において請求人から話を聞いたところ、処分庁から更生施設を一貫して勧められているとのことであったが、なぜ更生施設を勧められているのか請求人が詳細に分かっていなかったため、弁護士が同席し、更生施設を勧める理由を再度十分に説明してもらった上で、請求人が判断・弁明すべきだと思ったからである。

しかしながら、なぜ直ちに居宅生活が出来ないと判断したのかと理由を問うても、弁明の機会はそういう機会ではないとの回答であった。弁明の機会がそういう機会でないことは理解しているが、請求人本人がきちんと分かっていない以上十分な弁明もできないと考えたので、事実上聞かせて欲しいとお願いところ、過去の生活歴や不正受給したこと、とのことであった。

その上で、請求人は代理人と共に居宅生活ができると考える理由（でも現在も求職活動をしてきたこと、不正受給については反省していること等）を述べ、指示を撤回し、再度検討してほしいとお願いしたが、その場で、指示は撤回しない、との回答があった。また、指示に従わなければすぐに廃止になりますか、と代理人が尋ねたところ、そうです、との回答を得た。この点は、事実誤認では全くない。

また、弁明の際、での転居の理由について請求人が上記記載の理由を述べたところ、処分庁職員は初耳であったようであるが（その点は聞かれてい

なかった)、その時初めて聞いたのであればなおさら、その点も含めて再考をすべきであった。

しかしながら、指示は撤回しないと即答し、弁明の機会後のケース検討表にも具体的に検討された形跡が全くないことからすれば、処分庁の中では、指示に違反すれば廃止という結論ありきの、弁明の機会は形骸化したものであったことは明らかである。

なお、法30条2項は直接強制ができないという趣旨であるが、指示に違反すればすぐに廃止をすと言いながら更生施設への入所を指示することは、実質は、強制しているに等しい運用であると主張している。居宅をもたない申請者は更生施設に入るか、保護を断念して野宿となるかという究極の選択を迫られるからである。また、かかる状況は、処分庁としてはより慎重な判断をすべき場合であるといえるから、弁明の機会が形骸化したものであったことの違法性・不当性を高める要素である。

結論

生活保護法においては、居宅保護が原則であり、最低限度の生活を保障し、自立を助長するという目的からすれば、生活の本拠である居宅において保護を行う居宅保護が法の目的により適っている(大阪地裁平成14年3月22日判決参照)。

本件では、審査請求書及び上述したとおり、請求人に更生施設における養護・生活指導までの必要はないから(居宅保護においても指導等は受けるのであって、それで足りる)、原則どおり居宅保護を実施すべきであって、収容保護を選択することは許されない。

第4 処分庁の再弁明

処分庁は、請求人の反論に対して次のような再弁明を行い、次の点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

1 処分庁の主張

(1) 「第3 弁明の理由」についてに対し

ア 「1 本件処分に至った経過」についてに対し

(7) (1)に対し

請求人■■■■は、終始調査に協力する姿勢を見せず、協力する意思が全く見られなかったことは事実として争う。

反論書において、「申請しておきながら、いきなり「答える必要がない。」などと拒否する理由は全くなく、不自然である。」とあるが、実際申請に訪れながら調査に非協力的な態度をとる申請者は少なくない。聴き取り調査に対して自身に不利になるという思いで、「答える必要がない。」などと拒否する相談者は相当数見受けられ、請求人が実際にそのような態度をとっ

たこと及び厚生労働省保護課、愛知県地域福祉課、名古屋市保護課等に電話するなど、処分庁の聴き取りに応じないまま時間が経過していることは事実である。

また、「結局その後罪名等は答えている。」ともあるが、請求人より告白のあった罪名は、[REDACTED] についてのみであり、生活保護費の不正受給に係る [REDACTED] については、処分庁の調査により判明したものであるため申し述べる。

さらに、「岐阜市において生活保護申請に至るまでの経緯等が記載されており、請求人が生活歴の聴取に応じていたことが分かる。」とあるが、これは申請日におけるものではなく、(入所意思は毛頭なく、虚偽申告であったが) 後日更生施設に入所したいという相談に訪れた後のものである。

(4) (2) に対し

更生施設入所を勧めた背景には、請求人が [REDACTED] 福祉事務所での保護受給中の平成 24 年 9 月 14 日に処分庁を訪れ生活保護の受給をしようとしたが、[REDACTED] 福祉事務所では生活保護を受給中であることが判明したため、[REDACTED] の住居へ帰宅するように説明していること、平成 25 年 1 月 23 日には、[REDACTED] 警察署より捜査関係事項照会が届いていたこと、申請に来所した際の請求人の非協力的な態度を考慮すると、請求人の生活状況の確認には、時間を要すると処分庁は判断し、敷金等の支給基準を示したうえで更生施設への入所を勧めたものである。

「処分庁としては、請求人が(中略)保護施設への入所手続をしなかった。」とあるが、そもそも請求人が調査に一切応じず、施設等に措置することを決定できず、かつ、請求人自ら相談途中で退席したため措置に至らなかったものであって、その責は請求人にある。

なお、その後調査に応じる姿勢を示した折には、緊急一時宿泊施設の利用手配及び一時保護の適用を行っており、非難されるべき点はない。

(4) (3) に対し

「家主と関係が悪化し、転居したことはやむを得なかった。」とし、その理由として賃貸借契約更新の際の契約書の条項に不満があったとしているが、何故不利な条項での契約内容で更新を行うことになったのかは、処分庁は不知であるが、一般的に借主に問題が認められる場合に不利な契約条項での賃貸借契約の更新が行われるものと考えられる。反論書の中で「10 日間以上留守にした場合には居室に入ってもよいという条項だった記憶である。」とあるが、貸主が通常なら考えにくいそのような厳しい条項を付す理由があるとすれば、借主である請求人に居宅生活での問題があったと考えることが至極一般的なことであり、不利な条項での賃貸借契約の更新を

求められること自体が、処分庁が請求人の居宅生活ができない判断したこととの裏付けとなるものである。

また、通常家主との賃貸借契約においては、家賃滞納の場合を除き退去を迫られる程のトラブルに発展することは考えにくく、請求人のそれまでの生活態度から無用なトラブルを招いたことは想像に難くない。そのようなトラブルを招く点においても、一般民間住宅での居宅生活がすぐに可能であるとは考えにくい。

「仮に転居理由を尋ねられれば、隠す理由も必要もなく当然答えた」とあるが、そもそも、 福祉事務所での保護受給中の転居については、転居指導に基づくものではなく、一度住居を失い再度の敷金支給を受けていたことについて請求人からの告白はなく、処分庁の調査により判明したもので転居理由について尋ねるべくもない状況であった。この点についても、請求人の調査に対する非協力的な態度が伺えるものである。

(i) (4) に対し

「 での生活保護受給中（中略）求職活動はしていた。」とあるが、そうであるならば、 福祉事務所による再三再四の指導指示にも関わらず、求職活動状況申告書の提出が見られないなど、およそ求職活動を証ともなり得る書類の提出がないことこそ不自然に感じる。

さらに、弁明書においても述べたところであるが、一時保護所（請求人のいうところの「 」をいう。）入所中には就労意欲をもって求職活動を行ったとのことだが、入所当初こそ求職活動を行っていたものの、入所期間延長後は求職活動の確認が一切できず、真摯な態度で求職活動に臨んでいたとは認めがたいところである。

イ 「2 本件審査請求の争点及び処分庁の意見」についてに対し

(7) (1) に対し

先に述べたとおりであり、「請求人として出来る限りのことはしていた。」という点は認め難い。

求職活動状況申告書は、求職中の被保護者が稼働能力の活用をしているか見極め、保護の要否判定を行う重要な書類であり、その提出は被保護者の義務とされている。

そして、被保護者がその義務を怠り、福祉事務所から指導されたにも関わらず、その書類の提出がないなど、請求人には被保護者としての義務に対する認識の欠如が見られ、この点からも、更生施設において相当程度の生活態度の改善が必要と考えたところである。

(i) (2) に対し

水道代の件について、「予想外の事態」等の文言があるが、そもそも、該

当の賃貸物件を探したのは請求人自身であり、水道代云々の件についても承知の上での入居である。そのため、当初から水道代が別途徴収されることはわかっており、それを想定した上で保護費のやりくりをして初めて金銭管理ができていると言えるものである。これができていないということは、生活の全てを賄うべく保護費を支給されているにも関わらず、金銭管理に対する認識が極めて甘いといしか言いようがない。この一事をもってしても、金銭管理能力の確認を含めた生活指導の必要性があった。

(ウ) (3) に対し

「現在に至っても、請求人には反省している態度が見られないと主張するが、そのようなことはない。」と述べているが、この点については、弁明書においても言及したとおりであり、断固争う。

真摯に反省しているというが、「自分は長期間の身体的拘束で被害を受けた」等の発言は紛れもない事実であり、自身の犯した罪の重さに真摯に向き合い、深く反省している者とは到底思えないものである。代理人が同席した際、反省している旨の発言をしているが、代理人の主張どおりであれば、代理人不在時に弁明書で言及した請求人の発言は起こり得ないことであり、その場しのぎの取り繕いといしか思えないものであった。

(エ) (4) に対し

全面的に争う。

「指示を撤回し、再度検討してほしいとお願いしたが、(中略)と代理人が尋ねたところ、そうです、との回答を得た。」という点については、弁明の機会、法第62条第4項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止の処分を決定するため、被保護者が指示に従わない正当な理由を述べる機会である。

指示書発行についてもケース診断会議を開催し、局通知7の4の(1)のキに照らし、更生施設の入所指示を決定したものであり、その旨請求人に説明のうえ弁明の機会を通知したものである。「弁明の機会後のケース検討表にも具体的に検討された形跡が全くない」とあるが、実際問題、弁明の機会において新たに考慮すべき事実が請求人より一切出でおらず、再度検討するも、結論を変更すべき状況になかったものである。従って、「弁明の機会は結論ありきで形骸化したもの」との謗りを受けるものではなく見当違いである。処分庁としては、居宅を持たない請求人を野宿生活に戻さないための方針を示しているものであり、強制しているとの謗りを受けるものではない。

(2) 「居宅生活ができる」と認められる者に該当しないと判断したことについて

課長通知第7の78に居宅生活ができると認められる者の判断方法が次のとおり、示されている。「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。」また、別冊問答集問7の107に居宅生活ができると認められる場合の判断の視点が詳細に示されている。要保護者の生活歴のほか基本的項目である①金銭管理②健康管理③家事、家庭管理④安全管理⑤身だしなみ⑥対人関係について、それぞれ、原処分をこれに当てはめるとつぎのとおりとなる。

①金銭管理について

請求人は[]福祉事務所で生活保護を受給期間中に[]福祉事務所で生活保護を受給し、二重に生活保護を受給していた。不正受給という重大な規範意識の欠如の問題はここでは触れないが、金銭管理という点についてのみ見ても、仮に計画的な金銭の消費ができるのであれば、二重に生活保護費を受給したうちの重複部分は現金として残っていると思われるが、請求人が出所後処分庁へ来所した際、現金預金は[]円だけとの記載が生活保護申請書にあった。この点から金銭管理について計画的な消費ができていないとの判断を行ったものである。

②健康管理について

一時保護所入所中には問題は、認められなかった。

③家事、家庭管理について

一時保護所入所中には問題は、認められなかった。

④安全管理について

一時保護所入所中には問題は、認められなかった。

⑤身だしなみについて

一時保護所入所中には問題は、認められなかった。

⑥対人関係について

対人関係については、人とのコミュニケーションが図れるかどうかは居宅生活ができるか否かの判断材料の一つとなるところ、請求人は「家主との関係が悪化し、転居したことはやむを得なかった。」としているが、家主との関係が悪化して退去まで迫られたことは、人とのコミュニケーションに問題があると判断せざるを得ないものであり、請求人が処分庁へ生活保護を申請した際の面接時も調査に非協力的であったことからコミュニケーションに問題があると

判断したものである。

また、処分庁は請求人の[]での生活状況を確認するなかで、転居理由がやむを得ないものと判断できないこと、生活保護受給中の求職活動に関して真摯に行っているとは認めがたい発言があったこと、さらに健康であると主張する請求人が3年7ヶ月の保護受給中にアルバイトも含め就労実績がないことから生活指導が必要と判断したものである。

これらに上記①～⑥の状況も踏まえ総合的に検討した結果、「直ちに居宅生活ができるとは認められない」と判断したものである。

第5 審査庁の判断

1 認定した事実

(1) 平成24年9月14日、請求人が、処分庁を訪れ、処分庁での生活保護の受給を希望した。請求人からの申し立てはなかったが、[]福祉事務所において、居宅による生活保護受給中であることを処分庁が確認したため、処分庁職員は、[]へ帰るよう説明した。

(2) 平成25年5月17日、同月10日に[]拘置所を出所するも、住居及び手持ち金がなく生活に困窮するとして、請求人は、処分庁に対し、生活保護の申請書を提出し、処分庁は同日受理した。

なお、処分庁職員が請求人の生活歴等を聴取しようとするも、「答える必要がない。」等調査を拒否したこと、「敷金の支給を求める。」の一点張りで、調査に協力する意思が全く見られなかった。その際、処分庁職員は、敷金等の支給基準を示した上で、請求人の生活状況を勘案し、更生施設への入所を勧めたが、請求人は、断固拒否した。

(3) 同月20日、請求人が処分庁を訪れたため、処分庁職員が、再び生活歴等を聴取しようとするも、請求人は、「言いたくない、そんなことを聞く権限があるのか。」と前回同様に調査を拒否した。

(4) 同日、請求人が、再び処分庁を訪れ、「更生施設に入所したい。」と申し立てた。処分庁職員は、請求人に対し、翌日生活歴等の聴取に応じるよう約束させ、施設入所の手続きを進める旨説明し、施設入所に伴う検診を行うため、翌日午前中の早い時間帯に来所するよう指示をした。また、施設へ入所するまでの間請求人が待機する場所として、名古屋市ホームレス緊急一時宿泊施設運営要綱に基づく緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の利用を手配する旨説明した。

(5) 同月21日、15時10分頃請求人が処分庁を訪れた。処分庁職員が指定した時間を請求人が守らなかったため、検診が不能となった。指定した時間を守らなかった理由について、請求人は、「昨日は寝床を確保するため嘘をついた。更生

作成し、生活保護を不正受給していたこと

・平成 25 年 1 月 4 日、[redacted]により [redacted] 署に逮捕されたこと

・ [redacted] 福祉事務所に対する法第 78 条に基づく徴収金が [redacted] 円であること

- (9) 同日、処分庁はケース検討会議を開催し、[redacted] 福祉事務所不正受給を受け、同福祉事務所のケース記録も取り寄せ、判断材料とする旨確認した。ケース記録の写しを交付されるよう同福祉事務所あて文書で依頼した。
- (10) 同月 5 日、請求人が処分庁を訪れ、「いつアパート探しの許可が出るのか。」と再度主張した。処分庁職員は「現在検討中であり、結論が出たら文書で通知する。」と答えた。

同日、[redacted] 福祉事務所よりケース記録が交付された。

- (11) 同月 7 日、請求人が処分庁を訪れ、一昨日と同様の訴えがあった。処分庁職員は、請求人に対して、保護変更申請に対する決定については、後日文書にて伝える旨説明した。

また、[redacted] 福祉事務所の職員から法第 78 条の徴収金について請求人と話したいとのことであったため、電話をさせたが請求人の発言は「逮捕後に 130 日間も勾留され被害を受けた」というものであった。

- (12) 同月 11 日、処分庁はケース検討会議を開催し、請求人の居宅生活の可否について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 7 の 4 の (1) のキ「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法に照らし総合的に判断した結果、請求人の保護変更申請を却下とし、更生施設への入所を文書により指示をすることを決定した。
- (13) 同月 12 日、請求人が処分庁を訪れたため、『保護変更申請却下通知書』を手交し、その後『指示書』を手交した。請求人は、「指示について保留する。」と答えたため、法第 62 条第 4 項に基づく『弁明の機会の付与について (通知)』を請求人に手交した。
- (14) 同月 13 日、請求人が弁護士を伴い弁明のため処分庁を訪れた。請求人は、「居宅での生活保護を認めず、更生施設入所を強制することは不当である。」「更生施設へは行かない、審査請求する。」との弁明であった。
- (15) 同日、処分庁は、法第 62 条第 4 項に基づく弁明の結果についてケース検討会議を開催し、更生施設への入所を拒否する正当な理由は認められないとして、法第 27 条に基づく指示義務違反として法第 62 条第 3 項の規定により保護廃止処分を決定した。
- (16) 同日、処分庁は平成 25 年 6 月 14 日付け『保護廃止決定通知書』を請求人に手交するため一時保護所を訪ねるも、請求人不在のため一時保護所長に手交を

依頼するとともに、一時保護所からの退所を依頼した。

(17) 同月 14 日、一時保護所長より請求人に『保護廃止決定通知書』を手交したことを確認した。

(18) 同月 20 日、請求人は、審査庁あて原処分 1 及び 2 にかかる審査請求を行った。

2 判断

(1) 原処分 1 について

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知) 第 7-4 (1) オに、「保護の基準別表第 3 の 2 の厚生労働大臣が別に定める額 (以下「限度額」という。) によりがたい家賃、間代、地代等であつて、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に 1.3 を乗じて得た額 (7 人以上の世帯については、この額にさらに 1.2 を乗じて得た額) の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと」。同様に、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者 (保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。) が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃、間代、地代等を必要とする住居を確保するときは、オに定める額に 3 を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認めて差し支えないこと」と定められている。

しかし、当該費用を認定する際には、平成 25 年 5 月 21 日に、請求人が、処分庁に対して提出した保護変更申請書によって当該費用が必要であることを申請することとともに、入居しようとする物件が所在地を含め具体的にどのようなものであるか及び当該物件の賃貸借にかかる費用がどれほどの額であるかを証明する、不動産会社等による挙証書類の添付が必要であり、これらの需要が必要であると保護の実施機関が認めた場合に、別に定められた額の範囲内で認定されるものであるが、原処分 1 についてこれを見るに、処分庁が、請求人に対して、更生施設への入所の必要性を認めていたことから、居宅生活を行なうため、請求人が居住の用に供するための借家を見つけて賃貸借契約を締結することが困難であつたという事情を勘案したとしても、具体的な内容を伴わない当該保護変更申請書に対して、処分庁がこれを認定することは事実上困難であり、原処分 1 以外の決定は結果として想定できず、原処分 1 を違法又は不当であると判断する理由がない。

(2) 原処分 2 について

法第 30 条第 1 項には、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施

設、若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と生活扶助の方法について定められている。

一方、法第 62 条に「被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」、同条第 3 項には、「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」、同条第 4 項には、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定されている。

原処分 2 が、処分庁が弁明書第 3 の 2 の (イ) の (イ) で述べた意見のとおり法第 62 条第 3 項に基づいたものであるならば、その前提として行われた法第 27 条による更生施設への入所指示により、請求人が、指示に従って更生施設に入所して保護を継続するか指示に従わず、保護の適用を受けることができなくなるかの選択を迫る重要な場面において、保護の廃止のみではなく、保護の停止等についての可能性についても慎重に検討が行われるべきであるところ、処分庁から提出された物件からは、それらが総合的に検討が行われた事実を確認することができなかった。

したがって、必要な検討を行わないままに判断された原処分 2 は、手続き上瑕疵があると言わざるを得ず、違法であるとまでは言えないものの、不当であるとの判断は免れない。

以上により、原処分 1 につき、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項及び原処分 2 につき、同法第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 25 年 10 月 2 日

愛知県知事 大村 秀

